

日本のレコード産業からの提言

平成14年4月10日

(社)日本レコード協会

会長 富塚 勇

1. 著作権の保護とコンテンツ流通促進について

「流通促進」あるいは「消費者の利便性」の名のもとに著作権者の権利を弱めることがあってはならない。それは角をためて牛を殺すことになる。著作物の平易なコピーが技術的に可能となったデジタル時代には、著作権の保護を強化することこそ、コンテンツ創作の意欲を高め、知的財産の充実と強化が可能となる。

コンテンツの流通促進は、権利者と利用者との「契約システム」と違法複製を防止する「セキュリティ技術」を組み合わせた「ビジネスモデル」の開発によって進めるべきものである。

2. 著作権制度と特許制度を混同しないこと

著作物は大衆向けに大量複製された商品であり、商品そのものが複製物である。複製の権利(コピーライト)は著作権者が専有する。一方特許権は、それを事業者が業として実施することに及ぶ権利であり、特許権そのものが最終商品ではない。

また著作権は、登録なくして権利が発生する「無方式主義」をとっており、これを変更することはWTOルールに違反する。著作権と特許権等の工業所有権を混同してはならない。

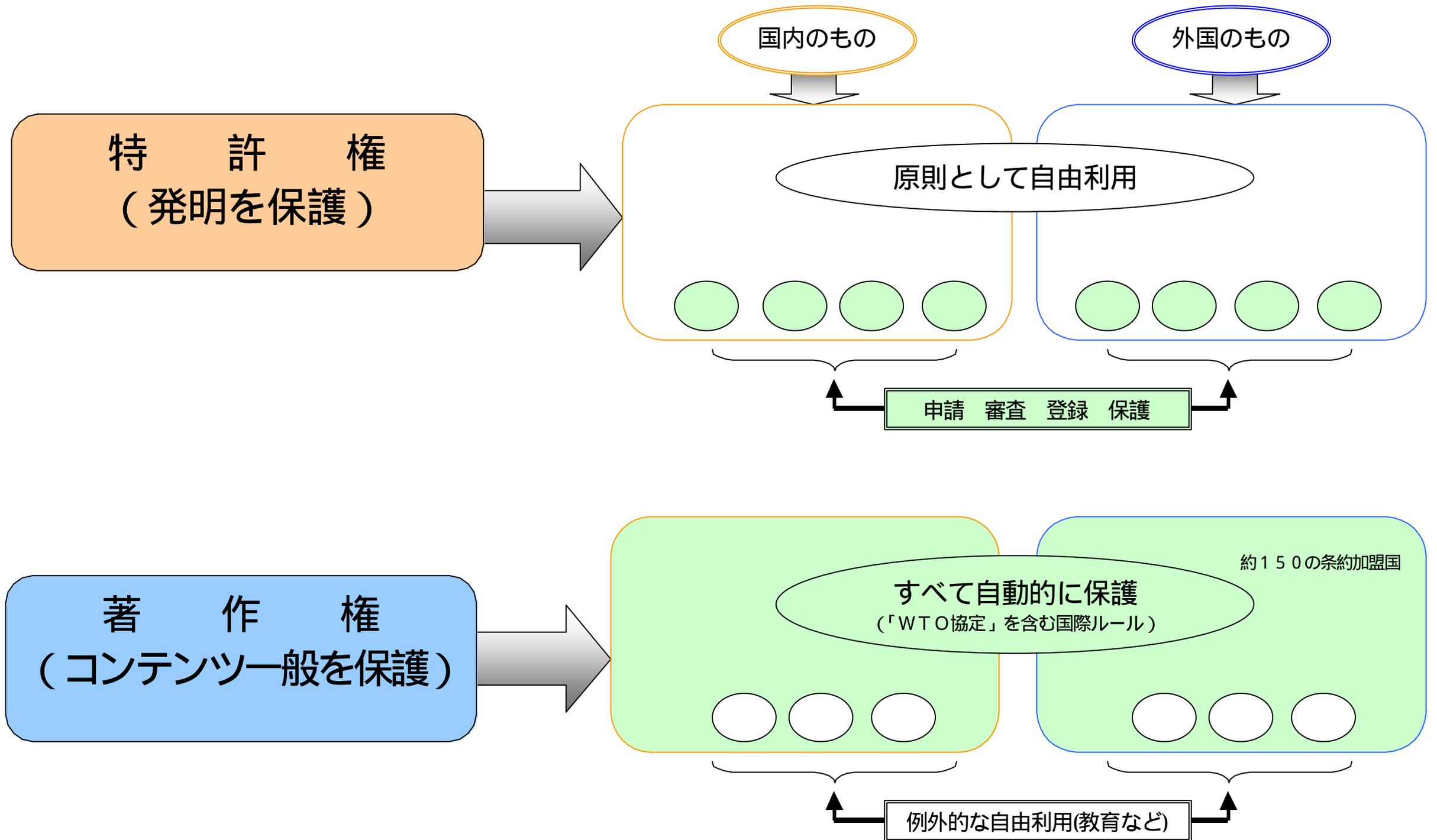
3. CDの私的複製と著作権法第30条との関係

音楽CDのパーフェクト・クローン(私的複製CD)がコスト100円以内で家庭内で安易に作りえる環境となり、オリジナルCDを中古店へ売却する行為が激増し、目下著作権者の被る被害が甚大となっている。「私的使用のための複製」を認めた著作権法第30条の制定時(1970年)は勿論のこと、デジタル録音機器に対する「私的録音補償金」制度が創設された1992年でも、パソコンは一般家庭に普及しておらず、廉価CD-R(@50-80円)が登場したのはここ1-2年である。(因みにパソコンもデータ用CD-Rも私的録音補償金の対象とはなっていない)。

- ・中古CD販売を禁止するか、権利者が中古販売営業から正当な利益の保証を受けられる法制度を整備する必要がある。
- ・著作権者の自衛手段としてコピーコントロールCDの発売が開始されたが、この技術を回避する「ノウハウ」(手引き書、ソフトではない)を流布することをも違法として刑事罰を伴う法整備が必要。(以上)

「参考資料」添付

特許権と著作権



参考資料

1. 音楽著作権 侵害の実態

中古 CD 店（買入・販売）の急増（2002年1月 日本レコード協会調査）

中古 CD 専門店・・・・・・・・・・・・・・・・約2000店舗

新古書・中古 CD 併売店・・・・・・・・約2000店舗

CD レンタル・中古 CD 販売併売店・・・・・・・・約3600店舗

（注）新品 CD 販売店・・・・・・・・約8000店舗

・中古 CD の推定年商（2001年）・・・74,435,000枚

この数量は新品 CD 販売量（346,292,000枚）の21.5%に相当

・2001年の日本の業界全体の CD 販売量は、対前年比15%（5330万枚）の減少となった。

2. 中古 CD 店急増の理由

市価2500 - 3000円の音楽 CD から、家庭に普及したパソコン、プリンター、スキャナーを使って、1枚50 - 80円で市販されているブランク CD-R により、コスト100円以下で、音質、装丁ともにパーフェクトなクローン（私的複製 CD）が短時間に作りえる環境となったため、クローンを手元に残し、オリジナル CD を中古店へ売却する行為が急増している。

音楽レコードは手元において繰り返し聴くことにこそ商品価値があり、かかる平易・安価な「私的複製 CD」製作環境の到来が、中古 CD 店の激増をもたらした。

クローンが手元に残らない書籍や映画ビデオの中古品売買と決定的に異なる点である。因みに、2001年のブランク CD-R の販売量は、日本国内3.2億枚、世界では48億枚。（2002年予測：国内4.2億枚、世界60億枚）

3. 著作権者の目下の自衛策

パソコンによる音源データ取り込みを拒む技術を取り入れた CD を、本年3月から試行発売開始。著作権者によるこの技術的自衛手段は逐次進むと思われるが、既に出場に出ている10万タイトルを越す CD 作品はパソコンによるコピーに全く無防備であるため、これ等 CD からのクローン製作を技術的に防止する自衛手段はない。

（以上）